

欧州規格 EN1811 ニッケルの溶出量検査 を行っています

ニッケルアレルギー対策にお役立てください!

当財団 大阪事業所では、欧州規格 EN1811 によるニッケルの溶出量検査を受託しております。EN1811 は、欧州における金属製品に対するニッケルアレルギーに関する規制で、人工汗に試験品を1週間浸漬したときに溶出するニッケルの量が $0.5 \mu\text{g}/\text{cm}^2/\text{week}$ 以下 (European Directive Annex 94/27/EC) であることとされています。

日本国内ではニッケルに対する法的な規制はありませんが、アレルギー対策の一つとして是非ご利用ください。

● 検査の対象となるもの

皮膚に直接かつ長時間接触が想定される金属製品

- ①イヤリング
- ②ネックレス、ブレスレット、チェーン、アンクレット、指輪
- ③腕時計(本体, バンド, 留具)
- ④リベットその他衣類に装着される金属製のもの

※上記以外の製品でも規格を準用した検査が可能です。担当者までご相談ください。



指輪を人工汗に浸した状態



30°Cの恒温槽で1週間溶出させます



分析は ICP 発光分析法で行います

【検査費用】 15,000 円/1 検体(同一検体について2回試験(並行)を行います。)

10,000 円/1 検体(検体について1回だけ試験を行います。)

【ご注意】

- ①EN1811 では1試験品につき2回の試験を行うよう定められています。試験品は2個以上ご提供ください。尚、ご希望により1回の試験も実施します。
- ②本検査は試験品を人工汗に1週間浸した後にニッケルの溶出量を測定します。そのため、ご依頼からご報告まで少なくとも10日程度の日数を要します。

お問い合わせはこちらまで



一般財団法人 日本文化用品安全試験所 大阪事業所 化学分析部

TEL 072-968-2228(直通) E-mail : kagaku-osaka@mgsi.or.jp 担当 : 矢野, 川名